

短期入所事業古志乃里 利用料 (2019.4.1)

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく負担金は次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(1) 基本料金 (1日あたりの自己負担額・1割負担の場合)

※2割負担の方は別紙料金表をご参照ください。

要介護度	ユニット型個室
要介護1	682円
要介護2	749円
要介護3	822円
要介護4	889円
要介護5	956円

【加算】

加算の種類	加算の内容	加算額
機能訓練体制加算	専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置される場合	1日につき 12円
個別機能訓練加算	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	1日につき 56円
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置した場合	1日につき 4円
看護体制加算(II)	看護職員を常勤換算法で1名以上配置した場合	1日につき 8円
夜勤職員配置加算	夜勤職員を1名以上、上回って配置した場合	1日につき 18円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が、認知症で緊急入所が適当と判断した者に対し、対応をした場合 (入所した日から7日間)	1日につき 200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	1日につき 120円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合(1日に3回を限度)	1回につき 8円
医療連携強化加算	必要な体制が整備され、厚生労働省が定める状態にある者が利用した場合	1日につき 58円
緊急短期入所 受入加算	介護者が疾病にかかったりその他やむを得ない理由により、緊急用空床を利用した場合 (入所した日から7日間)	1日につき 90円
在宅中重度者 受入加算	利用者が利用している訪問看護事業所に、短期入所サービスとして健康上の管理を行わせた場合 ① 看護体制加算(I)を算定している場合	1日につき ① … 421円

短期入所事業古志乃里 利用料 (2019.4.1)

	②看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 ③看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定している場合 ④看護体制加算を算定していない場合	② … 4 1 7 円 ③ … 4 1 3 円 ④ … 4 2 5 円
長期利用者に対する短期入所生活介護	連続して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護を利用している場合	1 日につき - 3 0 円 (30 日を超えた日から)
送迎加算	必要に応じて利用者の送迎を行った場合	片道につき 1 8 4 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が 60%以上配置されている場合	1 日につき 1 8 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が 50%以上配置されている場合	1 日につき 1 2 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	常勤職員が 75%以上配置されている場合	1 日につき 6 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている場合	1 日につき 6 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定要件の全項目を満たしている場合	1 月につき (基本料金+算定加算) ×8.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1 月につき (基本料金+算定加算) ×6.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	算定要件のキャリアパス要件ⅠまたはⅡ、ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1 月につき (基本料金+算定加算) ×3.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	1 月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×90%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たしていない場合	1 月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×80%

※ サービス提供体制強化加算は(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅱ)(Ⅲ)、介護職員処遇改善加算は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)のいずれか1つのみ加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※ 当事業所の通常の事業実施区域は見附市、長岡市(古志乃里より 10 キロ圏内)、三条市の一部地域(旧栄町)です。

(2) 介護予防短期入所生活介護サービス

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく負担金は次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

基本料金 (1日あたりの自己負担額・1割負担の場合)

※2割負担の方は別紙料金表をご参照ください。

要介護度	料金
要支援 1	5 1 2 円
要支援 2	6 3 6 円

【加算】

(1日あたりの利用料金)

加算の種類	加算の内容	加算額
機能訓練体制加算	専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置される場合	1日につき 1 2 円
個別機能訓練加算	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	1日につき 5 6 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症で緊急入所が適当と判断した者に対し、対応をした場合 (入所した日から7日間)	1日につき 2 0 0 円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	1日につき 1 2 0 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合 (1日3回を限度)	1回につき 8 円
送迎加算	必要に応じて利用者の送迎を行った場合	片道につき 1 8 4 円
サービス提供体制強化加算(I)(イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合	1日につき 1 8 円
サービス提供体制強化加算(I)(ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合	1日につき 1 2 円
サービス提供体制強化加算(II)	常勤職員が75%以上配置されている場合	1日につき 6 円
サービス提供体制強化加算(III)	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合	1日につき 6 円
介護職員処遇改善加算(I)	算定要件の全項目を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×8.3%
介護職員処遇改善加算(II)	算定要件のキャリアパス要件I及びII、ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×6.0%

短期入所事業古志乃里 利用料 (2019.4.1)

介護職員 処遇改善加算(Ⅲ)	算定要件のキャリアパス要件ⅠまたはⅡ、 ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×3.3%
介護職員 処遇改善加算(Ⅳ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環 境等要件のいずれかを満たしている場合	1月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×90%
介護職員 処遇改善加算(Ⅴ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環 境等要件のいずれも満たしていない場合	1月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×80%

- ※ サービス提供体制強化加算は(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅱ)(Ⅲ)、介護職員処遇改善加算は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)のいずれか1つのみ加算されます。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。
- ※ 当事業所の通常の事業実施区域・送迎区域は見附市、長岡市(古志乃里より10キロ圏内)、三条市一部地域(旧栄町)です。

(3) 滞在費及び食費 (1日につき)

滞在費	1,970円
食費	朝530円、昼660円、夕580円、おやつ代70円

- ※ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額(1日あたり)のご負担となります。
- ※ 食事あるいは食事に代わるものをご持参いただく場合、また健康管理上等の事由により食事提供がない場合は食費の請求はありません。

(4) その他の料金

特別な食事	実費負担をいただきます。
理美容費	実費負担をいただきます。
レクリエーション材料費	実費負担をいただきます。
交通費	通常の事業の実施区域外の場合

- ※ その他、嗜好品、日用品などにつきましては、ご利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。